

中部国際空港開港に伴う納期限延長制度等の担保の取扱いについて

平成17年2月17日中部国際空港が開港されることに伴い、現名古屋空港税関支署を廃止し、中部国際空港内に中部空港税関支署が新設されることとなる。

現在、名古屋空港税関支署の長を権利者として提供されている関税等の納期限延長用及び輸入許可前引取承認用等の担保については、銀行保証書又は法令保証証券の保証期間が中部国際空港開港日以降も有効なものであっても、現状のままではあくまで名古屋空港税関支署限りとなり、中部空港税関支署においては使用できないこととなります。

よって、名古屋空港税関支署の長を権利者として提供されている担保を引き続き中部空港税関支署においても使用できる簡便な取扱いが定められた。

記

1. 対象となる保証書等

現在、名古屋空港税関支署長を権利者として提供されている担保で保証期間が中部国際空港開港日以降も有効であり、かつ、名古屋空港税関支署の廃止後も継続して中部空港税関支署において使用することを希望される場合の保証書、法令保証証券、供託書正本又は登録済通知書若しくは担保権登録内容証明書

2. 具体的な取扱い

(1) 銀行保証書及び法令保証証券

保証人から税関に対し、一括の「確認書」が提出された場合
官署追加のための手続は必要ありません。

提出書類である保証人からの「保証通知書(税関官署追加用)」、輸入者等からの「納期限延長申請書」及び「担保提供書」の提出は省略することとします。

保証人から一括の「確認書」が提出されない場合

中部空港税関支署での納期限延長等の利用を希望する場合には、輸入者は保証人から「保証通知書(税関官署追加用)」(税関様式C-1107)1部を入手し、「納期限延長申請書」(税関様式C-1005)2部及び「担保提供書」(税関様式C-1090)2部とともに税関に提出していただくこととなります。

追加官署名「名古屋税関中部空港税関支署」

及び における一括の「確認書」の提出の有無については、1月17日以降税関においても確認することができます。

(2) 登録国債

現在提供されている登録国債を中部空港税関支署においても引き続き使用することを希望する場合には、担保権関係登録請求書を日本銀行に提出してください。日本銀行から登録国債担保権登録済通知書が交付されるので同通知書(写)を税関に提出してください。

(3) 供託書

現在提供されている供託書正本については、中部空港税関支署においても引き続き使用することができる取扱いとしますので、官署追加等の手続は不要です。

(4) その他の担保

上記(1)から(3)以外の担保で、引き続き中部空港税関支署において、使用する場合は、設定替え等の手続が単票となります。

3. 担保解除手続が中部国際空港開港後となる場合の処理について

担保の保証期間が中部空港税関支署開港日までに期限切れとなったもので、当該担保解除予定日が同空港開港日以降となる担保についても「確認書」を提出する必要があります。

4. 担保提供書類の提出時期

上記における官署追加等の手続が必要な場合は、原則として中部国際空港が開港する日の前月末日(1月31日(月))までに行ってください。

なお、本手続を行わない場合には、中部空港税関支署において輸入される貨物の納期限延長制度等の利用ができないこととなりますので、ご留意願います。

5. 問い合わせ先等

- (1) 名古屋空港税関支署に提出された担保関係書類に係る事務につきましては、名古屋空港税関支署廃止後は中部空港税関支署において行います。
- (2) 本文書又はその他担保事務一般につきまして不明な事項がありましたら、名古屋税関収納課又は名古屋空港税関支署通関第2部門へご連絡ください。

名古屋税関業務部収納課	052-654-4111
名古屋空港税関支署通関第2部門	0568-28-1039